

令和 3 年

第 7 回大洗町農業委員会総会議事録

大 洗 町 農 業 委 員 会

第7回 大洗町農業委員会総会議事録

令和3年7月26日（月） 午後5時00分

令和3年7月26日大洗町農業委員会が大洗町商工会会議室に招集されたので、会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第16号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可について

報告第11号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理について

報告第12号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理について

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

出席委員	1 番 関 甚	2 番 佐 久 間 亨
	3 番 佐間田 勝 子	4 番 藤 沼 洋 一
	5 番 勝 村 勝 一	6 番 大 貫 静
	8 番 小 沼 正 男	

欠席委員 7 番 大 貫 善 之

本日の会議の書記は次のとおりである。

有田和義、中崎亮二、石井康之

議長は午後5時00分に議長席につき、定数に達したので会議を開く旨を述べ、会議規則第13条の2項により議事録署名人 1番佐久間委員、5番勝村委員、6番大貫静委員の各委員を指名する。

議 長 議事に入ります。議案第15号を上程いたします。事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 〔議案第15号を別紙をもとに説明〕

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
委員 〔異議なしの声あり〕
議 長 本案については、議案のとおり許可することといたします。

議 長 続いて議案第16号を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局 〔議案第16号を議案書をもとに説明〕
議 長 本案は現地確認を行っておりますので、2番委員より報告をお願いします。
2 議案第16号について報告します。まず、項1から項2について説明します。
去る7月23日に農業委員2名、事務局2名で譲受人の委任者が立会いのもと、現地確認を実施しました。申請地は、町営墓地付近の譲受人の自宅裏にある畑であり、譲受人が既に耕作しているため、許可相当であると思われる。
次に、項3から項8について説明します。同日に譲受人と委任者が立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は、町営墓地付近の農地です。譲受人が既に耕作しているため、許可相当であると思われる。皆様のご審議をお願いします。

事務局 項3から項8については、関根祝町線の道路用地買収に伴う代替地として取得する申請となります。

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
議 長 項3から項8について、売買価格はいくらか。
事務局 1反で約50万円です。
議 長 その他に何か意見はございますか。
委員 〔異議なしの声あり〕
議 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議 長 続いて議案第17号を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局 〔議案第17号を別紙をもとに説明〕
議 長 本案は現地確認を行っておりますので、2番委員より報告をお願いします。
2 議案第17号について報告します。同日に譲受人及び委任者が立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は、夏海郵便局付近にある畑です。譲受人は銚田市で建設業を営んでおり、資材置場の拡充をしたく、申請に至りました。当該地は、夏海地区の集落（住宅地）に位置しており、譲受人の自宅と隣接していることから、一体的に利用でき、利便性が高いことから当該地を活用したく求めるものになります。皆様のご審議をお願いします。

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
4 申請地は、以前農地法第3条で売買により取得した農地だと思うが、資材置場として転用してよいのか。
事務局 当該農地を耕作しましたが、進入するのに譲受人の許可が必要であることや作付けしにくい状況の中で、今回譲受人からの要望を受けて売買に至りました。この件については、茨城県農業会議に確認したところ、「1年半経過した

中で、畑として活用したが、農地としての活用が難しい」との意見であれば、許可できない案件ではないと回答いただいております。

議 長 他地域では、資材置場として許可した用地が廃棄物の作業ヤード化し、周辺地に影響が出たり、景観を損ねてしまう事例が報告されている。周辺住民からの同意書と誓約書を提出するべきでは。

委 員 同意書と契約書の提出に加え、資材置場として活用する譲受人の会社の事業概要書も精査して提出を求める必要があると思う。

議 長 譲受人からの誓約書と周辺住民からの同意書等を提出させたいうえで、許可することよろしいですか。

委 員 〔異議なしの声あり〕

議 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

事務局 続いて報告第11号を上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局 〔報告第11号を議案書をもとに説明〕

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。

委 員 〔異議なしの声あり〕

議 長 一同異議なしにより、本案は報告のとおりといたします。

事務局 続いて報告第12号を上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局 〔報告第12号を議案書をもとに説明〕

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。

委 員 〔異議なしの声あり〕

議 長 一同異議なしにより、本案は報告のとおりといたします。

事務局 続いて報告第13号を上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局 〔報告第13号を議案書をもとに説明〕

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。

委 員 〔異議なしの声あり〕

議 長 一同異議なしにより、本案は報告のとおりといたします。

・その他

1. 農地パトロールの日程について

本日の会議は以上をもって閉会を宣す。

議長は、午後5時50分議案を全て終了したので閉会を宣す。

上記会議の次第を記載し、その相違なきを証するため署名捺印する。

令和3年7月26日

議	長
委	員
委	員
委	員